

# 令和4年度広島県調理師試験受験案内

## 広島県健康福祉局健康づくり推進課

1 試験日時 令和4年10月29日(土) 午後1時30分～午後3時30分 ※着席：午後1時

2 試験場所 広島大学東広島キャンパス(東広島市鏡山一丁目3番2号)

### 3 受験資格

次の学歴及び職歴に該当する者は受験することができる。

#### (1) 学歴

学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条に規定する者又は調理師法附則第3項の規定により学校教育法第57条に規定する者とみなされる者であること。

ア 新制中学校卒業以上の者

イ 旧制小学校高等科又は旧制国民学校高等科を卒業した者及び旧制中学校2年の課程を終了した者

ウ 小学校卒業で5年以上の調理業務に従事した者(この場合、受験資格としては、さらに2年、通算7年の職歴が必要です。)

エ その他調理師法附則第3項の規定により上記の者と同等以上の学力があると認められる者

#### (2) 職歴

次の施設又は営業で、受験願書受付日現在で2年以上調理の業務に従事した者であること。

ただし、アルバイト及びパートの場合は、週4日以上かつ1日6時間以上又は週4日以上かつ週24時間以上の勤務を必要とする。

ア 飲食店営業(喫茶店営業を除く。)

イ 魚介類販売業(魚介類を生きているまま販売する営業を除く。)

ウ そうざい製造業

エ 複合型そうざい製造業

オ 寄宿舎、学校、病院等の給食施設(継続して1回20食以上又は1日50食以上を調理して供与する施設)

※ 食器洗浄、盛付け、会計・経理、配送等直接調理に関係のない業務は調理業務とは認められない。

また、食肉処理、食品製造(調味料、菓子・パン、麺、水産製品等の製造)や飲料の調製も、調理業務とは認められない。

4 試験科目 公衆衛生学、食品学、栄養学、食品衛生学、調理理論、食文化概論

### 5 受験手続

#### (1) 受験願書の受付期間

令和4年6月13日(月)～令和4年6月24日(金)

(受付時間は、午前8時30分～午後5時。土曜日及び日曜日は除く。)

県庁へ郵送の場合は、簡易書留郵便とし、令和4年6月13日～令和4年6月24日の消印有効

#### (2) 受験願書の提出先 下記12のいずれかの場所であること。

#### (3) 提出書類

ア 調理師試験受験願書

イ 写真 縦4.5cm×横3.5cm(出願前6か月以内に撮影した、無帽・正面上半身・背景無地、白黒・カラーいずれも可、裏面に氏名を記入していること。)

ウ 最終学歴を証明する書類(専門学校一般課程を除く。)

エ 調理業務従事証明書(令和3年度までの様式の使用可。)

オ 戸籍抄本又は謄本(ア、ウ、エの氏名が異なる場合のみ必要。6か月以内に発行されたもの。)

※ 平成12年度、平成30年度以降の広島県調理師試験受験者は、受験票をもってウ及びエに代えることができる。

※ 平成13年度から平成29年度までの広島県調理師試験受験者は、受験票又は不合格通知書をもってウ及びエに代えることができる。

※ 受験願書の氏名と受験票又は不合格通知書の氏名が異なる場合は、戸籍抄本又は謄本を添付すること。

#### (4) その他

視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望する場合は、受験願書を提出する際に申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。

### 6 受験手数料

(1) 手数料額 6,100 円

(2) 納入方法 次のいずれかの方法により納めること。ただし、いずれの方法の場合も納付された受験手数料は返還しない。

ア 納付書による納付（広島県の各市町及び県庁の受験願書提出先に受験願書を提出する場合）

あらかじめ各市町及び県庁の受験願書提出先で申請内容のチェックを受けた後、広島県が発行する納付書により、広島県指定金融機関又は広島県収納代理金融機関（ゆうちょ銀行を除く。）に納める。この場合、払込証明書を受験願書の所定欄に貼って提出する。

なお、広島県指定金融機関又は広島県収納代理金融機関の払込受付時間に留意すること。

イ 現金による納付（広島市、呉市、福山市及び県庁の受験願書提出先に受験願書を提出する場合）

あらかじめ広島市、呉市、福山市及び県庁の受験願書提出先で申請内容のチェックを受けた後、現金により手数料納付窓口へ納める。

(3) 受験手数料の全額免除

次の2つの要件を満たす者は、この受験手数料を全額免除する。

次のイの手帳とその写し（発行者印のあるページと本人の氏名・現住所の記載のあるページの写し）を受験願書提出先へ持参すること（代理人の持参も可）。

ア 広島県内に住所がある者

イ 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・戦傷病者手帳を所持する者

### 7 郵送による受験願書等の請求・提出

県外在住者で、受験願書や納付書等を郵送により請求する場合は、請求者の住所、氏名、電話番号を記載した返信用封筒（120 円切手を貼った角形 2 号の封筒）を、広島県健康づくり推進課宛てに郵送する。その後、広島県が発行する納付書により手数料を納付の上、払込証明書を受験願書の所定欄に貼り、その他の提出書類と共に広島県健康づくり推進課宛てに郵送する。

### 8 受験票の交付

受験票は、試験日の1週間前までに直接本人に送付する。受験票が到着しない場合は、広島県健康づくり推進課へ問い合わせること。なお、次年度以降に広島県調理師試験を受験する際は、この受験票をもって提出書類の一部を省略できるため、試験後も大切に保管すること。

### 9 試験実施の委任

調理師法第3条の2第2項の規定に基づき試験事務の一部（試験問題の作成、試験の運営、採点・合格判定、合格通知）を指定試験機関（公益社団法人調理技術技能センター）に委任する。

### 10 合格者の発表 令和4年12月16日（金）午前10時

(1) 広島県ホームページに合格番号を掲載する。

(2) 広島県庁及び県内各市町（下記12に記載の場所）にて合格番号を掲示（令和4年12月16日（金）～令和4年12月23日（金）の期間）。

(3) 合格者にのみ、文書で通知する。（令和4年12月16日に公益社団法人調理技術技能センターから発送）

※ 電話による照会には応じない。

### 11 再試験について

本試験が台風等によって実施できなくなった場合には、再試験を次のとおり実施する。

(1) 再試験日時 令和4年12月10日（土）午後1時30分～午後3時30分

(2) 再試験場所 未定

(3) 合格者の発表 令和5年2月13日（月）

#### 【留意事項】

- ・ 受験会場で費用を徴収し、可否の通知を有料で行うとしている業者を見かけますが、それらの業者は、広島県とは何の関係もありませんので、十分にご注意ください。

## 1.2 願書配布、提出及び問合せ先

### (1) 市町（各市町に住所地がある者）

機 関 名	所 在 地	電話番号
広島市保健所	〒730-0043 広島市中区富士見町 11-27	(082) 241-7417
東 区 分 室	〒732-8510 広島市東区東蟹屋町 9-38 東区役所内	(082) 568-7752
南 区 分 室	〒734-8522 広島市南区皆実町一丁目 5-44 南区役所内	(082) 250-4136
西 区 分 室	〒733-8530 広島市西区福島町二丁目 2-1 西区役所内	(082) 532-1017
安 佐 南 区 分 室	〒731-0193 広島市安佐南区古市一丁目 33-14 安佐南区役所内	(082) 831-4563
安 佐 北 区 分 室	〒731-0292 広島市安佐北区可部四丁目 13-13 安佐北区役所内	(082) 819-3956
安 芸 区 分 室	〒736-8501 広島市安芸区船越南三丁目 4-36 安芸区役所内	(082) 821-2829
佐 伯 区 分 室	〒731-5195 広島市佐伯区海老園二丁目 5-28 佐伯区役所内	(082) 943-9762
呉 市 保 健 所 〔生活衛生課〕	〒737-0041 呉市和庄一丁目 2-13 すこやかセンターくれ5 F	(0823) 25-3537
竹 原 市 〔健康福祉課〕	〒725-0026 竹原市中央三丁目 14-1 竹原市保健センター内	(0846) 22-7157
三 原 市 〔保健福祉課〕	〒723-8601 三原市港町三丁目 5-1 三原市役所内	(0848) 67-6205
尾 道 市 〔健康推進課〕	〒722-0017 尾道市門田町 22-5 尾道市総合福祉センター内	(0848) 24-1961
因 島 総 合 支 所 〔健康推進課〕	〒722-2392 尾道市因島土生町 7-4	(0845) 22-0123
福 山 市 保 健 所 〔総務課〕	〒720-8512 福山市三吉町南二丁目 11-22 福山すこやかセンター内	(084) 928-1164
府 中 市 〔市民課〕	〒726-8601 府中市府川町 315	(0847) 43-7207
三 次 市 〔市民課〕	〒728-8501 三次市十日市中二丁目 8-1 三次市役所内	(0824) 62-6134
庄 原 市 〔保健医療課〕	〒727-8501 庄原市中本町一丁目 10-1 庄原市役所本庁舎内	(0824) 73-1155
大 竹 市 〔保健医療課〕	〒739-0692 大竹市小方一丁目 11-1 大竹市役所内	(0827) 59-2140
東 広 島 市 〔医療保健課〕	〒739-8601 東広島市西条栄町 8-29 東広島市役所本庁舎内	(082) 420-0936
廿 日 市 〔健康福祉総務課〕	〒738-8512 廿日市市新宮一丁目 13-1 廿日市市総合健康福祉センター山崎本社 みんなのあいプラザ内	(0829) 20-1610
安 芸 高 田 市 〔健康長寿課〕	〒731-0592 安芸高田市吉田町吉田 791 市民文化センター(クリスタルアージュ)内	(0826) 42-5633
江 田 島 市 〔保健医療課〕	〒737-2297 江田島市大柿町大原 505 番地 江田島市役所本庁舎内	(0823) 43-1639
府 中 町 〔環境課〕	〒735-8686 安芸郡府中町大通三丁目 5-1 府中町役場内	(082) 286-3242
海 田 町 〔保健センター〕	〒736-0066 安芸郡海田町中店 8-33 海田町保健センター内	(082) 823-4418
熊 野 町 〔生活環境課〕	〒731-4292 安芸郡熊野町中溝一丁目 1 番 1 号 熊野町役場内	(082) 820-5606

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
坂 町 〔 保 険 健 康 課 〕	〒731-4393 安芸郡坂町平成ヶ浜一丁目1番1号 坂町役場内	(082)820-1504
安 芸 太 田 町 〔 健 康 福 祉 課 〕	〒731-3622 山県郡安芸太田町大字下殿河内 236	(0826)22-0196
北 広 島 町 〔 保 健 課 〕	〒731-1595 山県郡北広島町有田 1234 北広島町役場内	(050)5812-1853
大 崎 上 島 町 〔 保 健 衛 生 課 〕	〒725-0401 豊田郡大崎上島町木江 4968 大崎上島町役場木江支所内	(0846)62-0330
世 羅 町 〔 健 康 保 険 課 〕	〒722-1112 世羅郡世羅町大字本郷 947 世羅町世羅保健福祉センター内	(0847)25-0134
神 石 高 原 町 〔 保 健 福 祉 課 〕	〒720-1522 神石郡神石高原町小島 1701	(0847)89-3366

(2) 県庁（住所地が県外にある者）

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
広 島 県 〔 健 康 づ くり 推 進 課 〕	〒730-8511 広島市中区基町 10-52	(082)513-3076

※ (1)市町の窓口は、その市町に居住する者を対象としておりますので、御注意ください。  
県外在住者は、(2)広島県健康福祉局健康づくり推進課健康づくり推進グループとなります。

1.3 会場までの交通手段等



(1) 新幹線・電車を利用の場合

- JR 広島駅→JR 山陽新幹線に乗車(約 11 分)→JR 東広島駅で降車→タクシー乗車(約 15 分)→広島大学東広島キャンパス
- JR 広島駅→JR 山陽本線に乗車(約 40 分)→JR 西条駅で降車→路線バス(広島大学方面)乗車(約 15 分)→「広大北口」降車→広島大学東広島キャンパス
- JR 広島駅→JR 山陽本線に乗車(約 30 分)→JR 八本松駅で降車→タクシー乗車(約 15 分)→広島大学東広島キャンパス

(2) 高速バスを利用の場合

- 広島バスセンターにて、高速バス「グリーンフェニックス」(広島大学行き)乗車(約 60 分)→「山中池」降車→広島大学東広島キャンパス

※ 試験会場に一番近いバス停「広大中央口」は、試験当日、工事のため使用できません。